

(平成 27 年 10 月 31 日制定)

明治薬科大学における公的研究費等の不正使用防止対策ポリシー

最高管理責任者

明治薬科大学（以下「本学」という。）は、公的研究費等の適正な使用に向けた取組みを推進するため、不正使用防止対策に対する本学の基本的な考え方を「明治薬科大学における公的研究費等の不正使用防止対策ポリシー」として定める。

1. 責任体系の明確化

本学に、最高管理責任者・統括管理責任者・コンプライアンス推進責任者を置き、その職務・職責を明確に示し公開する。各責任者はその職務・職責を遂行する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

2-1 公的研究費等の運営・管理に必要なルールを明確化し職員へ周知する。また、このことに関して必要な教育を実施する。

2-2 本学内外からの告発等を受け付ける窓口を設置し公開する。また、告発等を受けた後の必要な手続きについて定め公開する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を体系的に把握し、不正防止計画を策定・実施する。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

4-1 予算執行状況を把握・検証し、必要な措置を実施する。

4-2 物品・役務等の発注方法・検収方法を定め職員へ周知する。

4-3 不正な取引に関与した業者に対する処分方針を定め、取引業者へ通知する。

5. 情報発信・共有化の推進

公的研究費等の適正な運営・管理に関する責任体系・ルール等の理解を深めるため、本学内外に情報を公開する。また外部機関との共有化を図る。

6. モニタリングの在り方

内部監査部門を設置し、実効性ある内部監査を継続的に実施する。